

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	市営住宅管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西尾市は、市営住宅管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛知県西尾市長

公表日

令和6年9月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・公営住宅法に基づき、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸を行っている。・特定個人情報ファイルは、公営住宅法の規定に従い、次の事務に使用している。<ul style="list-style-type: none">①市営住宅入居時の入居資格確認(所得要件・在住要件等)②市営住宅入居時の家賃決定、敷金決定③入居後の収入報告書の申請・各種所得情報の照会④提供された各種所得情報に基づく家賃の決定及び徴収事務⑤収入超過者・高額所得者に対する認定と通知に関する事務⑥その他(入居者の未届の異動の把握や世帯情報の確認、滞納者の所得確認。)
③システムの名称	市営住宅管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表27の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市整備部建築課
②所属長の役職名	建築課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	都市整備部建築課 445-8501 西尾市寄住町下田22番地 0563-65-2146
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	都市整備部建築課 445-8501 西尾市寄住町下田22番地 0563-65-2146

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	建築課主幹 粕谷 清登	建築課長 古澤 拓司	事後	
平成29年4月1日	5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	建築課長 古澤 拓司	建築課主幹 永田 浩樹	事後	
平成31年4月1日	5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	建築課主幹 永田 浩樹	建築課長	事後	
平成31年4月1日	IV-1 リスク対策	項目なし	リスク対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和3年4月1日	I 5 評価実施機関における担当部署	建設部建築課	都市整備部建築課	事後	組織改編による
令和3年4月1日	I 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	建設部建築課	都市整備部建築課	事後	組織改編による
令和3年4月1日	I 8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	建設部建築課	都市整備部建築課	事後	組織改編による
令和3年4月1日	II 対象人数	平成27年3月31日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	II 取扱人数	平成27年3月31日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	II 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	II 取扱人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	II 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	II 取扱人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II 対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II 取扱人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年9月3日	I -3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の19の項	番号法第9条第1項 別表27の項	事後	
令和6年9月3日	I -4-②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の31の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項	事後	